

○北海道青少年健全育成条例に基づく立入調査を行う職員の指名申請等に関する
事務手続について

令和3年3月12日

道本少第4261号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
北海道青少年健全育成条例（昭和30年道条例第17号。以下「条例」という。）第53条
に基づく立入調査を行う職員（以下「立入調査員」という。）として、警察職員を指名
申請等する場合の事務手続等については、「北海道青少年健全育成条例に基づく立入調
査を行う職員の指名等について」（平30. 3. 28道本少第4001号。以下「旧通達」とい
う。）に基づき運用してきたところであるが、この度、所要の見直しを行い、次のとお
り運用することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は、廃止する。

記

1 立入調査を行う職員の指名の趣旨

条例第53条では、規制内容の執行の確保、自主規制の履行確認、行政上の指導を目的として、必要があると認めるときは、北海道知事が北海道青少年健全育成条例施行規則（昭和30年道規則第28号）第11条に基づきあらかじめ指名する立入調査員に、興行その他の営業の場所に立ち入って調査を行わせることができる旨を規定している。

警察職員は、北海道環境生活部職員の併任を受け、北海道職員として立入調査を実施するものであり、警察官として捜査目的による立入りはできない。

2 立入調査員の指名対象となる警察職員

(1) 警察官

警察本部少年課、各方面本部生活安全課及び各警察署において、少年警察を担当する警部補以下の警察官

(2) 事務職員

少年警察補導員

3 立入調査員の指名申請等に関する事務手続

(1) 事務処理について

立入調査員の指名申請等に関する事務処理は、警察本部少年課において行うこと。

(2) 立入調査員の指名及び解除申請

各方面本部生活安全課長及び各警察署長（以下「警察署長等」という。）は、人事異動等により新たに所属職員を立入調査員として指名申請するとき、又は、立入調査員に指名された職員が、退職、人事異動等により、立入調査員の指名対象から外れたときは、立入調査員指名・解除申請書（別記第1号様式）に必要事項を記入し、警察本部少年課長（以下「少年課長」という。）に申請すること。

なお、立入調査員の指名申請には当該職員の写真、立入調査員の解除申請には交付を受けていた立入調査員の証明書（以下「証明書」という。）を添付すること。

(3) 知事部局への申請

少年課長は、警察署長等から申請を受けた職員について、北海道の定める手続に基づき、知事部局に申請をすること。

(4) 証明書の交付等

ア 少年課長の措置

少年課長は、知事部局から送付を受けた発令通知書及び証明書について、発令通知書は警察本部少年課において保存し、証明書は立入調査員証明書交付書兼受領書（別記第2号様式）とともに、警察署長等へ送付すること。

また、少年課長は、併せて立入調査員指定職員一覧表（別記第3号様式）を各方面ごとに作成し、当該方面本部生活安全課長に送付すること。

イ 警察署長等の措置

(7) 証明書を受領した警察署長等は、速やかに当該職員に証明書を交付すること。

なお、証明書を交付する際は、立入調査員証明書交付書兼受領書に当該職員の受領印を押印させること。

(4) 警察署長等は、全ての証明書を当該職員に交付した後、立入調査員証明書交付書兼受領書の写しを少年課長に送付すること。

(5) 証明書の管理

少年課長は、知事部局から送付を受けた証明書について、証明書管理簿（別記第4号様式）において交付、返納の管理を行うこと。

※ 別記様式は省略